

環境厚生常任委員会

日 時 令和2年3月18日(水) 午前 時 分 ~
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 再審査について

4 所管分付託議案再審査(説明~質疑)

【環境市民部】

(1) 第47号議案 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定
について

5 討 論~採 決

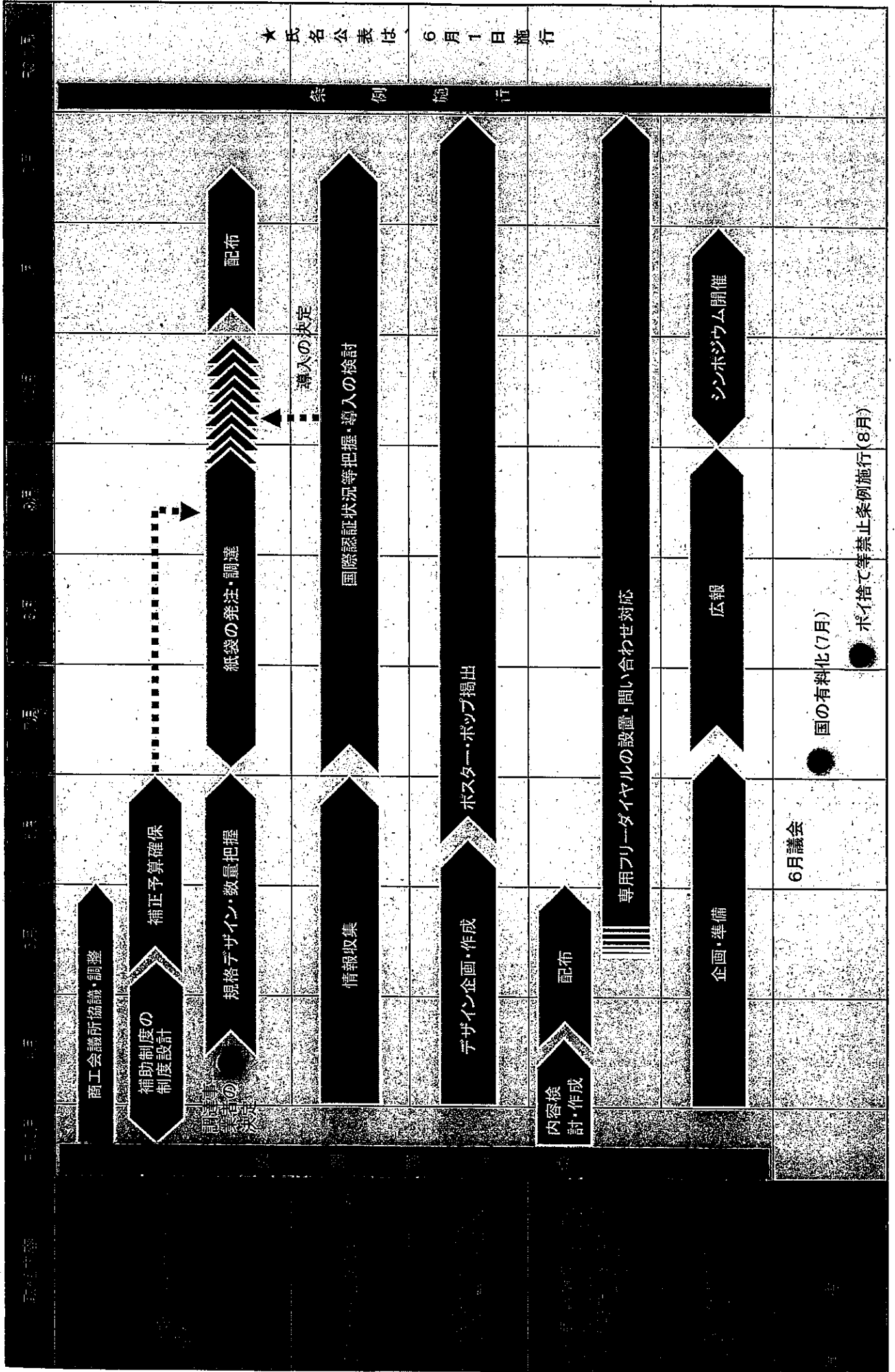
6 その他

令和2年3月18日

環境厚生常任委員会資料

環境市民部環境政策課

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の施行に向けての取組み工程表(案)



★ 氏名公表は、6月1日施行

条例施行

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
の制定に対する附帯決議（案）

第47号議案 プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定について、市民福祉の増進を図るため、実質的・効果的な運用を行わなければならない。よって、条例施行に至る過程と施行後の運用について、下記の事項を必ず実施・実行するよう申し入れる。

記

- 1 本条例の趣旨及び市民生活に影響を及ぼす内容について、広く市民に周知し、理解を得ること。
- 2 市外からの来訪者への啓発と対応について、明確な対策を講じること。
- 3 市内商業者に対して、考えられる対応策を講じること。
- 4 国において実施するレジ袋有料化等の施策との違いを明確にすること。
- 5 その他、本条例の施行によって生じる事案に対し、適正に対応すること。

以上決議する。

令和2年3月18日

環境厚生常任委員会

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
の制定に対する附帯決議（案）

第47号議案 プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定について、市民福祉の増進を図るため、実質的・効果的な運用を行わなければならない。よって、条例施行に至る過程と施行後の運用について、下記の事項を必ず実施・実行するよう申し入れる。

記

- 1 本条例の施行について、以下の項目の実行及び諸状況により、施行期日の延長も視野に入れること。
- 2 代替紙袋の共同購入の仕組みづくりや生分解性袋の導入検討等、議会に提示した工程表に則って適切に進めること。
- 3 プラスチック製レジ袋の在庫調整について、効果的な方策を検討すること。
- 4 第13条及び第14条の規定を適用するに当たっては、零細企業・小企業者に配慮した対応を行うこと。
- 5 本条例の趣旨及び市民生活に影響を及ぼす内容について、広く市民に周知し、理解を得ること。
- 6 市外からの来訪者への啓発と対応について、明確な対策を講じること。
- 7 市内商業者に対して、考えられる対応策を講じること。
- 8 国において実施するレジ袋有料化等の施策との違いを明確にすること。
- 9 その他、本条例の施行によって生じる事案に対し、適正に対応すること。

以上決議する。

令和2年3月18日

環境厚生常任委員会

第47号議案 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
の制定に関する附帯決議（案）

プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定について、市民福祉の増進を図るため、実質的・効果的な運用を行わなければならない。よって、本市は、条例施行に至る過程と施行後の運用について、下記の事項を必ず実施・実行するものとする。

記

- 1 以下の項目の実行及び諸状況を勘案して令和3年1月1日の本条例施行が適当でないと認められるときは、議会と協議して施行期日を延期するようにすること。
- 2 本条例の趣旨及び市民生活に影響を及ぼす内容、マイバッグ利用の促進について広く市民及び事業者に周知し、理解と協力を得るようにすること。
- 3 市外からの来訪者への啓発と対応について、本条例の趣旨に理解と協力を求め、事業所における混乱を防止するよう、明確な対策を講じること。
- 4 市内商業者に対して、本条例の施行までに紙製袋等の供給体制を確立し、その導入に係る補助制度を創設すること。また、レジ袋在庫品の解消等の対応策を講じること。
- 5 本市が実施するレジ袋提供禁止の施策と、国において実施するレジ袋有料化等の施策との違いを明確に周知すること。
- 6 本市、市民及び事業者が一体となって取組むことを前提としつつ、事業所における営業の実情に十分配慮し、立入調査や違反者の公表等に至らないように本市が責任をもって指導と援助を行うこと。
- 7 その他、本条例の施行によって生じる事案に対し、適正に対応すること。

以上決議する。

令和2年3月18日

環境厚生常任委員会

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
の制定に対する附帯決議（案）

第47号議案 プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定について、市民福祉の増進を図るため、実質的・効果的な運用を行わなければならない。よって、条例施行に至る過程と施行後の運用について、下記の事項を必ず実施・実行するよう申し入れる。

記

- 1 本条例の趣旨及び市民生活に影響を及ぼす内容について、広く市民に周知し、理解を得ること。
- 2 市外からの来訪者への啓発と対応について、明確な対策を講じること。
- 3 条例の施行に向けた取り組みについて、議会に提示した工程表に則り適切に進めること。
- 4 プラスチック製レジ袋の在庫について、効果的な方策を検討すること。
- 5 事業所における営業の実情に十分配慮し、立入調査や違反者の公表等に至らないように本市が指導と援助を行うこと。
- 6 市内商業者に対して、考えられる対応策を講じること。
- 7 国において実施するレジ袋有料化等の施策との違いを明確にすること。
- 8 社会的な諸状況を勘案して令和3年1月1日の本条例施行が適当でないと認められるときは、議会と協議して施行期日延期も含めて検討すること。
- 9 その他、本条例の施行によって生じる事案に対し、適正に対応すること。

以上決議する。

令和2年3月18日

環境厚生常任委員会